

# 「西鶴織留」をめぐる二、三の問題（一）

谷 脇 理 史

## 一、西鶴遺稿集への視点

元禄六年八月十日に西鶴が歿した時、その生前に書きためた浮世草子関係の未発表草稿類がどのような形で残っていたかは、歿後、西鶴の名を冠して刊行された五部の遺稿集、すなわち、「西鶴置土産」「西鶴織留」「西鶴俗つれく」「西鶴文反古」（内題「萬の文反古」）「西鶴名残の友」から推測する以外にはない。もっとも、「名残の友」巻末に刊行が予告されている「筆蔵」二冊が出現すれば、それも加わるが、現在の所、それが刊行された形跡は見出されず、自筆と称するその草稿が出現することも、まず期待は出来ないであろう。従って、未発表草稿類の実態は、それらを資料として考えさえすればよい訳だが、その作業が必ずしも容易でないことは、周知の事実である。何故なら、それらは、北条団水、又は書肆の手によって編集された上で刊行されたものであることが、現在までの研究（注1）によってほぼ明らかにされているから

「西鶴織留」をめぐる二、三の問題（一）

である。

それ故に、西鶴の遺稿集を問題にする以上は、まず、編者の編集の仕方問題を所から始めなければならないであろう。何故なら、云々までもなく、編集の過程で西鶴の草稿が改変されていたり、他者の作品や文章が編入されていたりするかもしれない。これまでの指摘が事実であるとすれば、我々は、非西鶴作品によって西鶴を論ずるといふ誤りを出発点においておかすことになるからである。

が、その編集の仕方について、現在、研究家の見解は必ずしも統一されてはいない。又、個々の作品ごとに見た時、その編集の仕方が同一であるとは考えられないようでもある。とすれば、現在、遺稿集のどれを問題にするとしても、それが編集される際、どの程度西鶴の草稿に忠実に編集されているか、という問題に対する論者なりの推測を前提としなければ、論は一步も進まないことになるはずである。私はまず、この問題に対する私の推測、というより私の立場を明らかにしておかなければならない。

それまで西鶴自筆の版下によって刊行されたと推定されて来た「萬の文反古」が、中村幸彦氏の「『萬の文反古』の諸問題」(『西鶴』研究と資料』所載、昭和32年12月刊)によって擬筆の版下によると論証されて以後、金井寅之助、島田勇雄両氏の精力的な論考(注2)がそれに加わって、「三ノ巻より是(巻四の一―筆者注)まで西鶴正筆也」と明記された「置土産」の四章分、目録に「自筆」と極め書きを記した「名残の友」までもが、厳密な意味では西鶴の自筆版下でありえないことが明らかになったと云えるであろう。すなわち、「文反古」は擬筆、「置土産」の自筆と称される部分は謄写、「名残の友」は謄写もしくは臨模によって版下が作製されていると考証された訳である。

もっとも、島田氏のいわゆる準自筆とも称すべき謄写や臨模によって版下が作られる場合には、版下書きが西鶴の草稿を意図的に改変するとは少いであろうから、作品の内容に関するかぎり問題はあまりないかもしれない。しかし、「文反古」の場合のように、擬筆ということになれば、そのやり口から考えても、当然、内容の改変、非西鶴作品の編入、偽作等々の疑いが生まれてくるであろう。そして、すでに中村幸彦氏は、前出論文において、西鶴作品と非西鶴作品とをふり分けの試みも行なわれている訳である。

このように、自筆とされて来た作品に対してまで疑いをかけるとすれば、版下筆者不明(注3)とされる「西鶴織留」、五筆からなるとされる(注4)「西鶴俗つれく」にも疑いがかかるのは当然である。疑いをもって見れば、金井寅之助氏が「西鶴織留」(解釈と鑑賞・昭和35年10月号)

で指摘されるような内容の改変・補修を言うことの出来る部分も多そうであるし、同氏「西鶴置土産」(同上・昭和44年10月号)の云われる落丁乃至脱落や錯簡といった部分の指摘が、「置土産」以外でも可能であるように思われてくる。

以上のように、近年の版下の究明を出発点とした遺稿集への追求は詳細をきわめ、西鶴の残した草稿イコール遺稿集と考える従来のやや漠然とした見解をきびしく拒否しているがごとくである。そして、版下の筆者や文字遣い、字型等々に対する鑑識眼を持たない私などは、いっさい口をはさむ余地を見出せないのが実状であり、遺稿集の編集・出版の過程で改変・補修・増補等が行なわれる可能性があったという点に關しては、すこぶる説得的なのである。

しかし、常識的に考えた時、版下書きに渡された段階以後の仮名遣い・文字遣い等の改変は、いわゆる技術的な問題と考えられるから、あえて云えば作品の内容、自体の評価にそれはほとんど影響を及ぼさない程度のものと考えてよいであろう。従って、後述のように本稿では、その点をそれ程問題にする必要はないかもしれない。が、編集の段階で行なわれた改変・補修・増補等があるとすれば、事は重大である。果してそれはどの程度に行なわれているのか、又、その点に関しての以上の諸論考の追求は十分に説得力を持っていると云えるのか、それを一応私なりに問題にしなければ、うかつに遺稿集の検討は出来ないであろう。

以下、不十分ながら、その点に関して触れておきたい。

確かに、謄写や臨模によって版下が書かれる場合に起りうる誤写等は、草稿が整然としたものでないかぎり、かなりの数にのぼるかもしれない。さらに、西鶴自筆を擬装して版下が書かれる場合には、一層その数はふえることになるかもしれない。しかし、少くともそのことは、西鶴の草稿が意図的に改変・増補・補修されているということをただちに意味する訳ではないはずである。すなわち、版下がかりに擬筆であったとしても、そのもとにした草稿が西鶴のものではないという証明は、後述のように必ずしも十分になされているとはいえないのではないだろうか。

とすれば、問題は、西鶴の残した草稿を現在の型に編集した団水又は書肆(注5)が、その編集の過程で草稿を改変・増補・補修しているか否かである。しかし、遺憾ながら、その点に関しては、西鶴の自筆草稿でも出現しないかぎり確証は生まれないとと思われるし、その出現は期待出来そうにもない。従って、どちらと考えるにしても、それが推定の域を出ることは困難である。それ故に、現在の段階では、あるいは将来においても、この問題の解答が説得力を持つのは、推定の根拠が何であるかのみに賭けられることとなりそうである。

が、現在、擬筆と論証されている「萬の文反古」の場合においても、私には、その編集段階での西鶴草稿の改変・増補・補修に関する推定の根拠が十分であるとは思われない。何故なら、前述のように、西鶴自筆を擬装したことと、そのもととした草稿が西鶴のものではないということとはイコールではありえないし、拙稿「『萬の文反古』の二系列」

(国文学研究・27集)で論じたように、むしろ草稿を出来るだけ忠実な型で再現しようとしたとも見られる徴証すら指摘出来るからである。従って「文反古」の擬筆からただちに他作混入の可能性を論断することは危険であるし、他作混入という予断から何らかの基準をもうけて(注6)非西鶴作品をふるいわけようとするに、十分な説得力はありえないであろう。私なりの論拠の詳細は、前出拙稿及び拙稿「『萬の文反古』における書簡体の意味」(国文学研究・39集)を御参照いただきたいが、現在は、版下擬筆とされる「文反古」の場合にも、西鶴草稿の意図的な改変・増補・補修は行なわれておらず、むしろ草稿に忠実に編集が行なわれたと考えるべきだと思ふ。とは云っても、その忠実度は、あくまでも本文の上での意図的な改変等が行なわれていないということであり、作品の配列が編者の手で行なわれていること、及び擬筆の過程で誤写等の生じている可能性があること等を否定している訳ではないことは、ここでことわるまでもあるまい。

又、金井氏が指摘される「置土産」の落丁や脱落・錯簡等の諸点は、首肯しがたい点もなしとしないが、確かにそのように指摘出来る面が見られることは疑いえない。が、それを編集過程でのいい加減さや手違いによるものとの断定は云うまでもなく出来ないであろう。何故なら、草稿の段階ですでにそのようになっていたのかもしれないし、そのような草稿を出来るだけ忠実に編集したにすぎないかもしれないからである。「ことには三の巻より四の巻にかゝりて自筆をよろこび則取直さず出する者也」(「置土産」跋)という云い方をそのままには信ずることが出来ず、

売行きを考える書肆の営業政策がそこに感じとられるとしても、わざと病中執筆の未定稿らしく装って編集出版したとまで抗弁することも出来ないであろう。(もちろん金井氏もそのように言っている訳ではない。)結局私には、「置土産」の場合も、西鶴の草稿が忠実に生かされて編集されていると考えるべきであり、それ故に未定稿らしさや不備な面が存しているのだという推定を行なう方が妥当であると思われる。団水をどこまで忠実な弟子と考えることが出来るかは後述のように問題かもしれないが、当時三十一歳の気鋭の団水が、わざ／＼不備な未定稿らしさを出すべく編集集中に本文を改変している図を想像するのは、面白くはあっても、やや説得力に欠けるであろう。(注7)

「西鶴俗つれ／＼」の場合も同断である。その未定稿寄せ集めの性格は、これまでも十二分に指摘されているが、それらが「俗つれ／＼」に相応した配列と編輯の細工をほどこされて、俗つれ／＼一部の出版となつた(中村幸彦氏「西鶴俗つれ／＼の書誌的考察」ビブリア・28号)にしても、その「編輯の細工」がどの程度のものであつたかに関しては、必ずしも中村氏の論に全面的な説得力があるとも思われない。「俗つれ／＼」の各章の配列が編者団水の手にかかることは確かであり、「松寿西鶴のかぎりある今はの時とりまぎれたるさうしの中よりこの比見さらえて」(「俗つれ／＼」団水序)という言い方を必ずしも信用は出来ないが、その未定稿の寄せ集めの徴証をあなぐり出した時、もし団水が意図的に未定稿らしく仕立てたと考えないとすれば不可能であるような点が多すぎるように思われる。もし団水に、本文を改変・補修・増補する意志があつたとすれ

ば、巻三の二の本文の見出しに「序 嵯峨の隠家好色庵」(同目録には「序」の字なし)といった書き方は残さなかつたであろうし、「風俗画譜的構想を有する中篇」(暉峻康隆氏「西鶴評論と研究下」)三章に一章を補筆して一卷を仕立てるくらいのことには行なわれたことであろう。やはり私は、「俗つれ／＼」の場合も又、西鶴の草稿に忠実に本文が編集されていると考えるべきであると思う。未定稿的であり不備な面を多く持つことが、西鶴の草稿に忠実に編集された証拠という論理は、ここでも生きうるであろう。

もっとも、中村氏が前出論文で指摘されている西鶴らしからざる文章・用語等が存在し、それらを含むものに補修・増補等があるのではないかと、という問題は残る。そして、その西鶴らしからずとする指摘の多くは正当であると私は考える。が、すでに問題にされているように、西鶴が職業作家的に作品を書きまくる貞享三年頃からの西鶴作品には、非西鶴的な文体を有する諸章を混入するものが存在しており、原典や素材となつたと思われる資料にひかれて文体の変化を持つ作品も存在している。そして、それらの存在は、貞享三年以降の西鶴小説の書き方を考慮に入れることによつて問題とされなければならないであろう。が、私は、すでに拙稿「西鶴小説における成稿過程の一面」(跡見学園女子大学紀要・第2号)で触れたように、西鶴のいわゆる雑話物や武家物と称される作品の中には、素材集めの協力者の持ち来つた材料を十分消化せず生のまままで使っている可能性も多分にあると考えるし、その程度のこととは、現在でも流行作家にはありがちのことであると考える。そして、生前に刊

行されている諸作品の中にさえ現在いわゆる非西鶴的なものが存在している以上、一端発表を留保されたり破棄されたりしたと思われる草稿類の中に、協力者から提供された材料を十分消化せずに利用したものがあつたとしても、むしろそれは当然であるのかもしれない。従つて、それらをただちに、編者が、西鶴の草稿に従がわず改変・増補した部分だときめることは出来ないはずである。西鶴小説における素材の流用や協力者の文体の借用等々は、それはそれとして問題ではあるが、生前刊行された作品にも共通するこの問題は、西鶴の書き方の問題、協力者の問題等々として別に考察すべきことであろう。(注8) それ故、「俗つれぐ」が草稿に忠実に編集されていると推定するだけで十分な本稿で、その非西鶴的とされる部分の一々について私見を述べる必要はあるまい。

さて、「名残の友」の場合は、比較的問題が少ないと云えるであろう。すなわち、現在までの版下の研究においても、それが自筆草稿の謄写もしくは臨模によるものとされているから、その草稿が意図的に改変・補修されている部分はなく、出来るかぎり草稿に忠実に編集・出版されたものと考えておいてよいであろう。もっとも、謄写説をとる天理図書館刊「西鶴」解説では、「謄写が数名にわたるためか、それとも病中の老筆で謄写し難い部分もあつたためか、様々の版面を呈している。また編輯の上で、書きひろげるなどの細工を加えた所も若干あるようである。西鶴の自筆であると共に彼の著作であることは疑う人もないが、たとへば三ノ四の『さりとは後悔坊』の如く、筆跡と合せて内容の疑はしいものもないではない。それらも遺稿の體を整えるためのやむを得な

い方法であつたらう」(注9)と若干の疑問を呈しているが、仮に巻三の四に謄写と云えない部分が混じつていても、それを草稿の改変・補修等とただちに結びつけることは前述のように無理であろう。又、まつまつた型を呈していて編集に日時をついやす必要がなかつたと推定される「名残の友」が、西鶴歿後六年を経て始めて刊行されたことにも問題なしとしないが、それは、従来云われているように、内容が地味であること、又は、未完の作品であつたかもしれないこと等の理由による外はないであろう。いずれにしても、「名残の友」においても又、西鶴草稿の改変・補修・増補が意図的に行なわれていると考えることは出来ないと思う。ところで、本稿の当面の対象である「西鶴織留」の場合はどうであろうか。

金井寅之助氏は、「西鶴織留」(解釈と鑑賞・昭和35年10月号)において、「西鶴ならばこれほど拙い文は書かないであろうと思はれるやうな構文を見つけ出す」という点を出発点として、「織留」における西鶴草稿の補修・増補を主張しておられる。そして、確かに「織留」には、「永代蔵」や「胸算用」等に比した時、拙い文章や不備な作品展開があり、同様の題材をとりあげた章を比較した時精彩に欠ける面があることを指摘するのは容易である。しかし、それらが未定稿であり発表を留保された草稿であることを考えれば、稚拙な面や不備な面があるのはむしろ当然であるから、逆にそれ故にこそ西鶴の草稿が忠実に編集されているのだという反論が可能となるであろう。又、「西鶴ならば……」という前提はすこぶる危険である。天才の信仰は自由だが、西鶴の神格化には同意

しがたい。と同時に、金井氏の掲げる冗長さのある文体の諸例は、西鶴の秀作の短篇には見出し難いとしても、同程度の拙文の諸例は、生前の刊行作品中にいくらでも見出しうると思われるものばかりである。さらに、謄写又は臨模が行なわれた形跡さえない「織留」の場合は、西鶴の推稿が浄書の型ですら行なわれていなかったことを推測させるから、そこに冗長さがあることは、むしろ西鶴草稿の改変等がないことを保証しているとも見られるであろう。

又、「織留」は、後にもいささか触れるように、未定稿としての体裁を多分に残している。が、もし編者が、西鶴の草稿を意識的に改変増補補修するつもりがあったとすれば、何故「本朝は天照大神元年より今元禄二年の初春まで」(巻二のこと)といった文章を残したり、巻六の三のように一章中で段落を切ったりしたままで編集しているのであるか。又、書肆上村平左衛門が「織留」の編者で、全体を「世の人心」として刊行しようとした(注10)とすれば、何故「町人鑑」であることが余りに明瞭な巻二の一、二に改変・補修の筆を加えようとしなかったのであるか。いずれにしても私は、「織留」の未定稿的な内容、時には破棄せられた草稿といった感じの書きぶりを考えた時、西鶴草稿の本文が、忠実に編集されて出版されたものが「織留」だったと考えざるをえない。

以上、私は、五つの遺稿集には、編者による意図的な本文の改変・増補・補修はなかったのではないかと論じて来た。が、すでに触れたように、その西鶴草稿への忠実度は、謄写・臨模・自筆らしくする擬装工

作等の過程で生ずる版下書きの無意識的な誤写誤読等を考慮に入れた上で計量されねばならないであろう。又、編集の段階での錯簡も皆無ではないかもしれないし、作品の配列や、雑然と存していたと思われる草稿をどの書にとり入れるかといった点には、西鶴のあずかりしらぬ編者の恣意が混じっているかもしれない。さらには、挿絵や目録はもとより、時には各章の表題までも編者の手で作られたものもありうるであろう。が、本文自体は、一応西鶴の草稿に忠実に編集されていると考えてよいと思うし、そのような立場に立って遺稿集を問題にして行きたいと考えている。そして、それらの本文自体が、時に不備・稚拙といった未定稿的な不十分さを呈していることが、逆に、西鶴という作家の楽屋裏をうかがい、大袈裟に云えば創作の秘密をあばいて行く一つの資料ともなりうるのではないかとさえ考えているのである。

もっとも、私自身、このような立場、あるいは前提に立って遺稿集を考えて行こうとすることに不安がないではない。何故なら、云うまでもなく、このような立場に立つための私の論拠には、決定的な証拠がなく、推定の域を出ることがない訳だから、もしその推定が決定的に否定されれば、すべて振り出しにもどることになるからである。そして、私の推定は、西鶴草稿の編集者が、未定稿らしさを意図的に作りだしたのだということが確認されれば、いとも簡単にくつがえされてしまう。もちろん私は、そんなことを編者がするはずがない、という理由を述べたことは出来る。が、それも推測以上の理由ではないと云われればそれまでだし、逆に、未定稿らしさを遺稿集に作り出す必然性や必要性を

述べ立てる反論も生まれうるであろう。いずれにしても、西鶴の草稿でも出現しないかぎり最終的な結着はつかず水掛け論は続きうるであろうから、草稿に忠実に編集されているという前提には不安がつきまとうことになるであろう。

しかし、考えてみれば、推定や仮説が意味を持ちうるのは、それによってどんな問題を解明し又提起出来るかによるのであろうから、その推定や仮説がくつがえされることに不安を持つても仕方がないかもしれないし、確証の出現がほぼ不可能な推定や仮説を立てたりそれを自らの立場としたりすることを忌避するのは、ちゃんとした実証主義に自足するだけにすぎないのかもしれない。中村・金井・島田氏らの論考が続出して以来、どこまでが西鶴のものかということに不安が生じたために、遺稿集には何やらうさんくささがつきまとい、それを正面からとりあげることが躊躇されるような研究状況が生まれているかのように思われるが、私は今西鶴草稿の本文には編者の意図的な改変・補修・増補はないという立場から、改めて遺稿集を見なおして行く姿勢をとって行くべきではないか、と考えている。そしてその立場が、決定的に誤りだと確証されるまでは、その立場からの問題の解明や提起を積極的に行なっていくてよいと思う。もしそうしなければ、動きがとれないことも事実だし、たとえその立場からする問題の解明や提起が誤りであったとしても、そこは文学研究などのありがたさ、そして世に害毒を流すこともないであろうから……。近年の研究状況に棹さし、ささやかな確証を求めて一見学問的な姿勢をとる方が信用される早道にはちがいないが、確証を求める姿勢

「西鶴織留」をめぐる二、三の問題(一)

をとりつづけて信用された時、面白味のない袋小路に迷い込んでいるといった滑稽さを避けるためにも、私は、というより西鶴研究を志す者は、より大胆になるべきなのかもしれない。

やや脇道に入ってしまったが、実を云えば私の立場は、大胆どころではなく、中村氏らの研究が現れる以前には、(そして現れて以後もそれを黙殺するか知らないでいる者にとっては)すこぶる常識的であったと思われる立場だから、むしろ保守的とも云える立場であり、ことごとくしく言挙げする必要もなかったのかもしれない。が、常識がくつがえされるような情勢の時、常識を主張するためにはそれなりの根拠が必要とされるであろうし、常識の大半は変らなくても、それを常に疑う視点が有力なものとしてある場合に常識的立場を守ろうとする時には、その再点検が必要とされるであろう。その意味で、基本的には従来の常識の立場に立つとは云え、私は、中村氏らの研究によって、大いにゆり動かされていることになるであろうし、そのままに大胆な研究の意味を十二分に認める立場に立っている。そこで、くり返しになるが、ここで一応西鶴の遺稿集を問題にする場合の私の立場を確認しておきたい。

①西鶴の遺稿集は、編者の手で整理出版されたが、その場合、本文は西鶴草稿に忠実に編集され、本文自体には、改変・補修・増補が少くとも意図的に行なわれていない。

②ただし、謄写・臨模・自筆の擬装等の過程で、草稿の誤写・誤読等はあるから、云うまでもなく、「自筆」「正筆」と称されるものも西鶴の原稿そのものではありえない。

②各章の配列は、草稿のままに近いものもあつたであろうし、取合されることでその順序が動いているものもあるであろう。この点は、各作品にわたつての具体的な考察が必要であるが、「織留」については後述し、その他の作品については別の機会にゆずりたい。

④目録は編者の手で作られている。又、各章の表題の中には編者の手によるものもあるかもしれないが、前述の「俗つれく」巻四の二に見られるように、表題のあつたものは草稿の表題が忠実に生かされていられると思われ。

⑤挿絵については、西鶴の下絵が存したのもあつたかもしれない(注11)が、一応編者より絵師に依頼して描かれたものと考えておく。

以上のような視点に立つて、私は以下遺稿集を考察して行きたいと考えてはいるが、本章の最初にかかげた「西鶴が歿した時、その生前に書きためた浮世草子の未発表草稿類はどのような型で残っていたか」という問題は、遺稿集全体を以上のような視点から具体的に見直してみなければ、答を出すわけにはいかないであろう。又、本文自体が意図的にはいじられていないとしても、編者の立場から行なわれた配列が、時に読者の作品評価や作品理解を狂わすことがありうるし、後述のような作者西鶴と弟子団水その他の編者との意識の差が、作品の選択や配列に働きかけ、西鶴の当初の意図をそのままに生かされてない場合などもありうるかもしれない。さらには、遺稿集の中の一章の成立時期を確定す

ることが、その遺稿集全体の成立時期を認定することにはつながらない場合もおこりうるであろうし、遺稿集をめぐる問題は続出しそうである。

が、ともあれ、本文だけは少くとも編者によって意図的な改変等が行なわれていない、という前提に立つて、本稿では、「西鶴織留」をめぐる二、三の問題をとりあげてみたいと思う。

## 一、団水序後半部をめぐる

「西鶴織留」の原刻本、木村三四吾氏によれば、「売品でない書物——例えば版元の手許控本といった種類かとさえ想像される」(「西鶴織留諸版考」・ビブリア28号)本の発見は、通行本にあつた書誌的な疑問(巻一、二の柱刻が「世の人心」であつたこと等々)を解いてくれたし、「本朝町人鑑」の巻頭の章として書かれたと思われる章が何故巻二の一に配列されているのか、「世の人心」のために書かれた西鶴の序を何故始めにかげたのか等の疑惑をも一掃してくれたのであつた。と同時に、木村氏は、原刻本に団水序がかけていること、団水序が元禄七年四月であるのに対し刊記が元禄七年三月であること、原刻本が全体を一部の書であるかのごとく装っているのに対し団水序が二部の未定稿の混成であることを暴露していること等から、「織留」の編集出版に関して次のような推定を行なっている。すなわち、「初刻本織留は団水とは無縁の場に於て企劃され、編輯され、出版された」(前出論文)のであり、団水序は「



何等かの理由によって」後補されたというのである。そして、「織留」通行本刊行までの事情を天理図書館編「西鶴」解説にきけば(注12)、

「一応考えられることは、二代西鶴として西鶴の遺稿出版に専ら当つた団水と出版書肆との間の打合せが不十分であったことである。

書肆は西鶴自序の一節によって、また販売の点をも考へて、世の人心に統一して売出した。西鶴生前の意図を知っていた団水はこの事を知って抗議を申込み、最初の二巻を町人鑑に改めさせるとともに、自ら序文を加へて織留成立の事情を明かにし、町人鑑・世の人心の二部より成ることを説明したのである」(傍点筆者)

という推定が行なわれている訳である。

右の推定の「団水と出版書肆との間の打合せが不十分」という云い方と、木村氏論文の「団水とは無縁の場に於て……」という云い方との間には距離があるし、原刻本を果して「売出した」か否かにも問題があると思われるが、「織留」通行本刊行までにあつたかもしれないさまざまな事情について、私は、後にも触れるようにほぼ木村氏の推定をうけられている。従つて、本稿でまず私にとって問題となるのは、右の解説で云うように団水が「西鶴生前の意図」を果して十二分に知りそれを生かそうとしていたのか否か、又、団水序を文字通りの真実としてうけとめてしまふことに問題はないのか、ということである。

周知のものではあるが、論述の都合上、左に一応全文を引用しておくたい。

「西鶴生涯のうち、述作する所の仮名草子、棟に充、牛に汗して世

「西鶴織留」をめぐる二、三の問題(一)

にはひこる中に、日本永代蔵、本朝町人鑑、世の人心、これを三部の書と名づく。尤商職人の関するに、日用世をわたるたつきにこゝろを得べき亀鑑たるべきものにして、永代蔵は其功なりて後、町人鑑世の人心半書遺して、過し西の葉月に此世を去ぬ。されは兩部の名のみにして、むなしく三部の闕たらんには、ぬしの本望もかなはず、かつは巻て紙魚の家ともならば、珠を淤泥にかくすにひとしからんと、書林の某の歎きに應じて、兩部の書残されし、半宛を、とり合せて一部となし、かれにあたふるついで予に序を乞。此書の功のおはらざるにわかれしを思ひ出て、涙を墨にして筆を添侍りぬ。」

右の団水序は、さまざまな問題を私に提起してくれるが、論述の都合上、「されは……」以下の後半部を先にとりあげて問題にして行きたい。

前述のように、「織留」原刻本の出現は、右の序を持つ「織留」通行本刊行までにあつたかもしれない、団水と書肆とのさまざまな軋轢を推測させる。が、団水の序は、少くとも前引「西鶴」解説の云うような紛糾が団水と書肆との間にあつたなどとは思われないような口ぶりで書かれている。団水は、「書林の某の歎きに」應じて、兩部の書残されし、半宛を、とり合せて一部となし、かれにあたふるついで予に序を乞」と云っているのみである。

従つて、もしこの云い方を素直にうけとれば、「かれ(書林の某)上村平左衛門」に「とり合せて一部となし」た編集済みの作品を「あ

たふるついで」に「書林」から「序を乞」われた訳だから、団水は、編集済みの作品を書肆に渡してしまった後、この序を書いたことになる。とすれば、団水の序文執筆が遅れている間に版刻が成り、見本刷りが出来た段階で書肆に渡されたのがこの序であり、書肆は、この序の意にそうように、巻一、二の題簽と目録題の「世の人心」を「本朝町人鑑」に直したのだとも考えられる。

が、団水の側に立った右の推測には、ただちに次のような反論が生まれる。すなわち、

①もし団水が、西鶴の「本望」を達すべく「とり合せて一部と」したのなら、何故「町人鑑」の冒頭の章たるべき巻二の一を巻頭としなかったのか。

②「世の人心」のための西鶴序を巻一卷頭に置くのなら、何故巻三を巻一としなかったのか。

③団水序の部分の柱刻が「世の人心」である以上、団水序は作品とともに書肆に渡されたのではないか。

といった所である。もちろん、右の反論についての弁解も一応成り立つ。すなわち、

①巻二の一は、「本朝は、天照大神元年より今元禄二年初春まで」という冒頭を持つ故に、元禄七年刊の作品にふさわしくない。

又、団水は最初「世の人心」として編集しようとしたとも考えられるのではないか。(注13)

②巻三以下は内容的に地味であるし、巻一の作品でも「世の人心」を

書いていることに違いはない。

③巻一、二の柱刻をすべて作り直すより、団水序の一丁分を他に合わせた方が簡単である。序の年記と刊記の差から明らかのように、序は作品を書肆に渡した後で書かれたものである。

と云った具合にある。しかし、「織留」の刊行までの事情を全体的に問題にするのは、本稿の主題を離れすぎることになるので、これ以上の憶測を書きつらねるのはさしひかえておきたい。

が、いずれにしても、すでに木村氏も前出論文で強調されているように、原刻本が「世の人心」として編集されていることは明らかであり、右の①②は、いずれにしても「世の人心」らしさを表に出し、町人鑑らしさを後退させようとするための作品配列であることは疑えない。とすれば、殊勝な弟子の師への追慕をあらわにうち出して「涙を墨にして筆を添」えたというこの序は、必ずしも真実のみを語っていないことになりそうである。すなわち、「とり合せて一部となし」たのが序で云うように団水自身であるなら、団水はその時には「世の人心」として全体を編集したことになり、序文を書いた段階ではその編集上の作為を自ら暴露するという愚をおかしていることになる訳だから、団水のこの序は何かを隠しているという推測を可能とするのである。

そして、その何かとは、「織留」の編者がその序で云うように団水自身であったのか否かということに関して来るであろう。

木村氏は、「原刻本織留への団水の参加は認められず、元禄通行本を契機とした後次的な介入と考うべき」(前出論文)かとして団水の「織

留」編集を否定され、天理図書館編「西鶴」解説も又「団水と出版書肆との間の打合せが不十分であった」として団水の編集を否定するがごとくである。私も又、全体を「世の人心」という一部の書らしく見せかけようとする編集上の作為が存在している以上、「打合せが不十分であったか」否かは別としても、原刻本が序を書く段階の団水の意にかなわぬものであったことを認めない訳にはいかない。(注13)

要するに、団水にとつて、原刻本の編集形態は不満だったはずである。にもかかわらず、団水は、「書林の某の歎きに応じて：とり合せて一部となし、かれにあたふるついで、予に序を乞」などと書き、「織留」の編集を自らの手によるものと表明している。ここに何かがあると考えるのは憶測にすぎるかもしれないが、あえてその憶測を書きとめておく。

「両部の名のみにして：珠を淤泥にかくすにひとしからん」などと調子の良いことを云っておきながら、売行きのみを考えて一部の書らしく見せかけて出版しようとする書肆上村に対する忿懣が、団水にはあったかもしれないと私は思う。西鶴の後継者を自認する三十二歳の気鋭の団水は、自分をさしおいて勝手な編集がなされたことに許しがたい怒りを感じたかもしれない。が、団水は、書肆の「歎きに応じて」「かれにあたえ」ただと書くことで、自らを書肆の上に置き、その怒りをおさえているかのごとくである。

しかし、一見傲然とかまえている団水の口ぶりに殊勝な弟子の誠実さのみを見る訳にもいかないであろう。確かに、この序を書く段階では、

「西鶴織留」をめぐる二、三の問題(一)

団水の主張が入れられ、題簽と目録題とを手直しするという事にきまつており、書肆と団水との話し合いはついていたかもしれない。が、それが妥協であることは明らかである。すなわち、後継者を自認する団水先生の序をいただく代りに題簽と目録の一部を手直しすればよい書肆と、後継者としての権威を世間に売り込むことが出来自らの自負を満足させることの出来る団水との妥協である。そして、忿懣を書肆の前でおさえ、自負をくすぐられて妥協し、売行きに協力するための序を書く団水先生の姿は、何やらすこぶる現代的でもある。

やや憶測にすぎない感じがするが、私は、後にも触れるような、団水序に見られる書肆への協力的姿勢、西鶴を権威づけようとする姿勢、そのもっともらしい口ぶり等を見ると、右のような書肆への妥協には、団水の計算があるように感じられて仕方がない。あるいは、団水が書肆のベースにまきこまれていただけかもしれないが、団水の方にもそれに乗ろうとする姿勢がなかったとは云えないであろう。ともあれ、「織留」の団水序は、「ぬし(＝西鶴)の本望もかなはず」などと一見きれいごとを云う書肆と、「涙を墨にして筆を」とったという殊勝な(?) 団水との妥協が成立した段階で書かれたものであることには、注目しておく必要があるであろう。そして、そのことは、この団水序をそのまま信ずることの危険性を教えてくれる一つの契機ともなりうるはずである。

さらに、小さな揚足とりのようだが、団水序の後半部には、不審な云い方をしている所がある。まず、「両部の書残されし。半宛を。とり合

せて一部となし。」の部分である。

これは、「兩部（本朝町人鑑と世の人心）が書き残されたが、それを半分づつとしてとり合せて一部（織留）として」という具合に解釈されてこれまで不審をいだかれることがなかったのであるが、この解釈が、通行本「織留」の形態を頭に入れた上で始めて行なわれうる無理な解釈であることは自明である。素直に読めば（とは云っても、団水の文章自体がおかしいので直訳することは難しいが）、「兩部が書き残されたが、それぞれの半分づつをとり合せて一部として」と解釈するのが普通であろう。云い変れば、構文上は、「兩部の」も「書残されし」も「半宛を」にかかる連体修飾文節だから、「書き残された兩部の半分づつをとり合せて一部として」というのと同じことになるはずである。

が、もし後者の解釈が正しいとすれば、大変な問題が生まれるであろう。すなわち、「本朝町人鑑」「世の人心」の半分づつが「とり合せ」られずに残されたことになるのである。とすれば、「町人鑑」「世の人心」として西鶴が書いて「織留」に取合せられなかった草稿が、「俗つれぐ」以下の遺稿集に入れられたり、未刊のまま残ったりしたかもしれないから、少くともその前提の上で「俗つれぐ」以下を見直してみる必要があることになるはずである。（注14）

しかし、団水が、「兩部の書残されし。半宛を。とり合せて一部となし」という文章で云おうとしていることは、やはり、「書残された兩部を半分づつとして取り合せて一部とした」ということ以外ではありえないであろう。何故なら、「兩部の半分づつを残すくらいなら、始めから二

部に仕立てればよいはずだからである。前者の解釈が語法的に無理であり、これが不審な拙文であることは明らかであつても、団水の意をくむ以上は、その無理な解釈をとらざるをえないようである。

が、時に人は、何かを誤魔化そうとしたり嘘を云ったり、自分の感情をおさえようとしたりしながら文章を書くとき、変な文章、混乱した文章を書くことが多いものである。私は、文章によって事の真偽を見定める鑑識眼を持ちあわせてはいないが、この部分は、文章を書きなれている団水にしては、不審な書き方である。このような文章は、何かを誤魔化そうとし、何かを隠そう、おさえようとするからこそ生まれてしまうのではないか。

私は前に、団水が序を書く段階においておかれた状況についての憶測を記した。が、その憶測とここでの疑惑とを私はただちに結びつけたいとは思わない。しかし、このおかしな方に何かか隠されているという疑惑が、と同時に、団水序をそのままにうけとめることは危険なのである。そして、それは私にとって、兩部の書残されたものがどのようなものであったのか、又、三部作なるものが本当に西鶴の意図の中にあつたのか、団水は果して「西鶴生前の意図を知っていた」（前出「西鶴」）などと云えるのか、等々の後に触れるような問題を引き出す一つのヒントを与えてくれるかのようにある。

やや飛躍しすぎてしまったが、右の文章の他にも、団水序後半部には不審な文章がある。たとえば、「かれにあたふるついで、子に序を乞」

も、考えてみればおかしな文章である。俳諧師の文章の常として、主語が自在に変わることがあることは承知しているが、この「ついで」という言葉の使い方はやや不審である。が、このような文体から私が、団水の書肆に対する忿懣を押し隠した姿勢を読みとるのは、我田引水にすぎるかもしれない。

さらに、「此書の功のおはらざるにわかれしを……」の部分にも、不審がない訳ではない。まず、「此書」は、「兩部(町人鑑・世の人心)」を指して云っているつもりであることはいままでもないのだが、「兩部の書残されし。半宛を。とり合せて一部となし。かれにあたふるついで。予以序を乞。此書の功の……」と続いている以上、一瞬「此書」は、団水がとり合せて一部とした書のことであるかに錯覚させるような文のはこびとなっている。稚拙な文体と云ってしまえばそれまでだが、序の後半部のみあらわれる稚拙で不審な文体は、団水の氣持のゆれを示しているのではないだろうか。

というのは、「此書の功のおはらざるにわかれし」という部分にも、私は、以下のようなうさんくささを感じるからである。確かに、団水が云うように、西鶴は、「町人鑑」「世の人心」の「功をおはら」ないうち歿している。が、団水の書き方によれば、西鶴は、歿する直前まで「此書」の完成を心にかけて、「此書」に心を残しながら歿したかのごとくである。しかし、「織留」を通覧した時、そのような事が考えられるであろうか。詳細は後述するが、「町人鑑」にしても「世の人心」にしても、一応企図されたが、ともに元禄三年頃までには、その企図が

「西鶴織留」をめぐる二、三の問題(一)

放棄されてしまったのではないか。「胸算用」に導入されている部分も多い事を思えば、それはむしろ一端破棄された草稿群であり、歿後発表されること自体、西鶴には迷惑であるようなものだったのではないか。

十分な論拠を示すことなく結論のみを云うことに説得力がないのは承知しているが、今ここで必要なのは、「町人鑑」「世の人心」の完成を西鶴が歿する直前まで考えていたはずはない、という推定が承認されることであるから、その点での反論が、現在多分生れないであろうと思われる以上、この点を詳述することもあるまい。が、にもかかわらず、団水は「此書」に対する西鶴の執着を云い、その完成に心を残しつつ歿したかのごとくに云うのである。何故だろうか。答は明らかである。「此書」にかける西鶴の意欲を云うことは、当然「此書」の価値を重からしめるであろうし、序文前半で云う三部作中の二部だと云ういい方とともに、「此書」の売行きを増すことになるからであろう。

ここに、団水の書肆への迎合の姿勢が見られることは云うまでもない。好評をまくしている「永代蔵」の続編であると称し、「商職人の関するに、日用世をわたるたつきにこゝろを得べき龜鑑たるべきもの」と権威づけ、西鶴がそれを完成しえずに終ったことを心から残念がる。団水は、この点で、すぐれたコピー・ライターの才能を示していると云えるかもしれない。そして、「織留」が、内容的にはさ程の出来を示していないにもかかわらず当時好評をまくらしたこと(注15)の一因として、この団水序が何らかの役割を果たしたことは疑えないであろう。しかし、私には、ますます団水序が信頼しがたいように思われてく

る。後半部の不明確な文体は、前述の私の憶測が正しいか否かは問題であるとしても、団水が序を書く時の状況と深くかかわっているように思われてくる。とすれば、団水の序を文字通りにうけとり、西鶴が「町人鑑・世の人心半書遺して」歿したと考えてよいのだろうか。団水の言を信じて世に云われる町人物三部作などを西鶴は本当に書こうとしたのだろうか。西鶴は、「織留」に収められた草稿群を「商職人の閲するに、日用世をわたるたつきにこゝろを得べき亀鑑たるべきもの」として書くなどとしたのだろうか。

団水序の後半部をとりあげつつ、団水序を文字通りに信ずることへの疑問を喚起すれば十分であったはずの本章が、思わず長びいてしまったが、私は、右にかかげた三つの疑問を中心として、いよいよ団水序前半部の検討に入らなければならない。そして、私の予測では、その検討を終って団水序を読み返した時、「涙を墨にして筆を添侍りぬ」という序文の末尾が、何やら白けきったひびきを持って私の耳に残ることになりそうである。(未完)

(付記1) 私の本章での団水への見方には、悪意がまじりすぎているという批判があるかもしれない。団水の書肆への妥協があるにしても、当時の出版状況を考えれば当然ではないかとも云われるかもしれない。が、私の問題にしたいことは、あくまでも、これまで信じられていたように団水序を文字通りにうけとることは出来ないということである。その不明確な後半部の文体を、団水の才能の問題だけに帰することは出

来ないのではないかということである。西鶴の後継者を自認する気鋭の団水が、師を売りこもうとすることは当然であり、自らを売りこもうとすることも当然である。仮に、本章で行ない、次章以下でより具体化する予定の私の団水序への不信感が認められたとしても、それは、団水が悪いのではなく、文字通りにその序をうけとめて来た側が悪いのであることは、云うまでもないことである。

又、第一章で論じたことと、団水序への不信感とは矛盾するのではないか、という指摘もあるかもしれない。何故なら、第二章で云う団水の自負や西鶴への権威づけや書肆への迎合の姿勢は、西鶴の草稿の本文には手をいれないという禁欲的な態度と一見うらはらであるように思われるからである。が私は、後継者としての自負を持つ者であればある程、師の遺稿には手を加えないで刊行しようとするのではないか、と思う。何故なら、師は師、自分は自分というけじめを持てるからであり、自負を持つ以上師の遺稿の中に自分のものをまぎれこませる必要などないからである。三十代前半の団水が、自らの才能に絶望して師の遺稿の中に自らのものをまぎれこませて自足しているなどと想像することの方が、むしろ団水にとって気の毒なのではあるまいか。私は、師の草稿に手を加えたか否かと、団水の師への忠実度誠実度とは、自ら違った問題であると考ええる。

(付記2) いわば序論の部分のみで制限枚数を超えてしまったため、中途半端なまままで発表することになってしまったことをおわびしたい。又、早急に書かざるをえなかったため、十分な時間的余裕がなく、冗慢

でくり返しの多い推敲不十分なものになってしまったことをお許しいただければ幸である。未定稿をとりあげた論文が未定稿的になったことを、皮肉な結果と思いつつも、私は自らの不明を恥ずるばかりである。

(1975・2・6)

注1 その代表的なものは後に掲げるが、遺稿集のそれぞれが現在どう見られているかの要約は、野間光辰監修・天理図書館編「西鶴」解説が便利であろう。

2 金井寅之助氏「『西鶴置土産』の版下」(ビブリア・27号)、同氏「新可笑記の版下」(同上・28号)その他。島田勇雄氏「西鶴本のかなづかい(六)」「万の文反古」について(研究・45号)同氏「西鶴本のかなづかい(七)」「西鶴名残の友」について(研究・46号)その他。

3 天理図書館編「西鶴」解説。

4 同右。

5 木村三四吾氏「西鶴織留諸版考」(ビブリア・28号)では、「織留」原刻本の編者を書肆上村平左衛門ではないかとされている。

6 西鶴らしさを判定する基準は、すこぶる客観性に欠ける場合もありうる。中村氏の基準は一応有効であると思われるが、必ずしも絶対的でありえぬことについては、前出拙稿の注を御参照いただきたい。

7 後述の(付記1)参照。

8 拙稿「貞享三年の西鶴」(跡見学園女子大学紀要・第六号)でも触れたように、私は、素材の流用や原典の借用等がある作品も、一応西鶴の著作と考えておいてよいのではないかと考える。そして、それらは、西鶴の方

法又は草子製作法の問題、文化状況の問題等々として考えて行けばよく、その点に余りに神経質になることで不毛の論議をくり返す必要はないように思う。

9 これは中村幸彦氏「西鶴俗つれづれの書誌的考察」(ビブリア・28号)の所説を要約したものである。

10 注5の木村氏論文参照。

11 信多純一氏「西鶴謎絵考」(語文・32集)。

12 以下の引用は、木村氏論文の整理要約の感があり、木村氏の御執筆かと思われるが、論文とこの解説との間には、原刻本への団水のかかわり方に關しての考え方が異なるようである。なおその点に關しては、私見では、「西鶴」解説の考えの方が穏当ではないかと考える。

13 原刻本の編集を団水が行なったという考え方が、全くなり立たない訳ではない。すなわち、団水編集の原刻本が見本刷りの型で出来上った段階でそのあらわな取り合せの型に書肆側からクレームが付き、不承不承団水が内情を暴露する序を書いた、と言う推定も可能だからである。が、もしそうであるとしても、以下の団水序に対する不信は変らず、団水の書肆に迎合する姿勢は、より一層強調されることになるであろう。

14 「世の人心」の一部が「俗つれづれ」に流入しているのではないかという推定は、すでに木村氏論文でも行なわれているが、言うまでもなく、団水序のこの部分をこのように解釈することを論拠として言われている訳ではない。

15 前出木村氏論文参照。